

私たちがめざしている 適格消費者団体とは?

□消費者団体訴訟制度

内閣総理大臣認定の適格消費者団体が、消費者契約法や特定商取引法、景品表示法に違反する事業者の不当行為に対する差止請求を行うのが、消費者団体訴訟という制度です。消費者契約法改正により2007年から施行されています。従来の訴訟制度では、消費者被害に対しては、被害を受けた消費者しか訴訟を起こすことができませんでした。内容も、被害を受けた消費者が自分の被害を回復することに限定され、新たな被害拡大を防ぐことができませんでした。その意味からも、この消費者団体訴訟制度の創設は消費者被害の未然防止、拡大防止にとって大きな前進と言えます。

□適格消費者団体

一定の要件を満たした消費者団体に、申請に基づき内閣総理大臣が、適格消費者団体として認定します。認定された団体は、事業者の不当な行為に対する差止請求権を行使することができます。現在全国で12の団体が認定を受け、多くの差止や是正を実現しています。

□集団的消費者被害回復に係る 訴訟の制度も制定

消費者団体訴訟制度では差止請求留りとなっていました。平成25年12月に制定されたこの制度により多数の被害者の被害回復のための訴訟にも道が開かれました。



NPO法人
消費者市民ネットおきなわ
理事長(兼第一)三宅俊司



私たちは、県下の消費者団体・弁護士・司法書士・学識経験者・消費生活相談員が中心となって消費者の権利の強化をはかり、消費者の利益を守り、安全で安心できる消費者の暮らしを実現するために、創意工夫をしながら、様々な消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組むため、新しい消費者団体としてNPO法人「消費者市民ネットおきなわ」を設立しました。

沖縄県(県民生活センター)でも年間約6000件の悪質買法や振り込め詐欺、訪問販売などの相談や問合わせがあり、消費者被害はあとを絶ちません。こうした被害を少しでもなくすために講演会開催等の啓発活動や事業者の不当行為への是正申し入れ等を行っております。更に消費者団体訴訟制度が制定されたのを機に、消費者契約法・特定商取引法・景品表示法にもとづき不当な約款や勧誘行為・表示について差止請求権を有する適格消費者団体の認定をすすめています。多くの県民消費者の皆様がご支援ご協力をいただきますようお願いいたします。

適格消費者団体をめざすNPO法人

消費者市民ネット おきなわ



NPO法人消費者市民ネットおきなわは、消費者の権利確立のため、各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行い、また他の消費者団体・関係機関と連携を図ることにより消費者政策の充実をめざし、消費者の人権意識及び社会教育の推進に寄与することを目的としています。また以前の法律では困難であった消費者被害の未然防止や拡大防止に対応するために制定された「消費者団体訴訟制度」を担う「適格消費者団体」の認定をめざしています。

沖縄県那覇市おもろまち3丁目3番1号 あっふるタウン3階

TEL 098-943-1700
FAX 098-943-2070

<http://ossnet.jp> 消費者市民ネットおきなわ

このパンフレットは「沖縄県消費者団体活動支援事業補助金」を活用して発行しています。



皆さんのまわりには、こんなトラブルはありませんか？

差止是正(請求)の対象となる不当な行為

1 消費者契約法

不当な契約条項や不当な勧誘は、適格消費者団体が差止請求をすることができます。

不当な契約条項の例

事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)

例 「いかなる理由があっても、事業者は一切損害賠償責任を負いません」とする等の条項



消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項など(9条)

例 消費者が解約した場合、「支払済みの代金を一切返金しない」とする等の条項



消費者の利益を一方的に害する条項(10条)

例 賃貸契約において、借主に過大な現状回復義務を課す条項



不当な勧誘の例

不実告知(条1項1号)

例 「この機械を付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売



断定的判断の提供(条1項2号)

例 「絶対値上がりは確実、損はさせない」と説明し、元本保証のない金融商品を販売



2 景品表示法

商品やサービスの品質・価格等を偽って消費者を誤認させる不当な表示に対して、適格消費者団体が差止請求をすることができます。

優良誤認(不当表示)【例】食肉

例 国産有名ブランド牛肉であるかのように表示して販売されていたが、実はブランド牛ではなかった。



有利誤認(不当表示)【例】家電

例 いつも5,000円で販売している商品を、「通常10,000円のところ今だけ5,000円」と偽って販売していた。



3 特定商取引法

特定の取引における不当な行為に対して適格消費者団体が差止請求をすることができます。

訪問販売の場合

例 「クーリング・オフはできない」と言って、申し込みの撤回をみとめない。



連鎖販売取引の場合

例 友人に高品を紹介すると高額の紹介料が入ると言ったにもかかわらず、紹介料はいらなかった。



NPO法人消費者市民ネットおきなわは、消費者被害の情報収集を行い、これらを専門委員が分析・検討した上で、不当な契約条項やな勧誘行為が判明した場合には、それらを中止・是正するよう事業者に対して申入れを行います。なお、当ネットでは個々の情報提供にお答えしたり、解決のあっせんをすることはできません。具体的な助言やあっせん処理を希望される場合は、下記のお電話が最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン
0570-064-370

消費者ホットラインはお近くの消費生活相談窓口につながります。
※平成27年度頃には「1188」の3桁番号に変わります。

NPO法人 消費者市民ネット おきなわの紹介

1 設立

2006年12月任意団体として設立、2013年4月NPO法人化

2 活動内容(定款より)

□この法人は、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 消費者の保護を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動
- 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

□この法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 各種消費者問題の調査、研究、救済及び支援事業
- 各種消費者問題に関する社会制度の改善への提言事業
- 各種消費者問題の啓発に関する講演会、講座、研究発表会等の企画及び運営事業
- 各種消費者問題に関する出版、広報及び情報提供事業
- 消費者団体及び関係諸機関とのネットワーク事業
- 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款、不当な勧誘行為等の是正をすすめる事業
- 前号の事業の遂行のために差止請求権を行使する事業並びに差止請求権の行使に必要な情報の収集と、差止請求権の行使に関する情報の提供を行う事業

3 会費(会員は弁護士、相談員、司法書士、学者、消費者等で構成)

- 個人正会員年会費1口1,000円(1口以上)
- 個人賛助会員年会費1口500円(1口以上)
- 団体正会員年会費1口10,000円(1口以上)
- 団体賛助会員年会費1口5,000円(1口以上)